

さくら市制20周年記念市民等主催冠事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さくら市制20周年を盛り上げることを目的として市民等が自ら企画し、かつ、実施する事業に要する経費の一部に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の対象となる者は、主たる事務所の所在地及び主たる活動場所が市内である市民活動団体、NPO法人、企業、任意団体等の団体（以下「補助対象団体」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市制20周年を広く周知し、かつ、市の魅力を内外に発信する事業
- (2) 令和7年1月1日から12月31日までに実施する事業
- (3) 「さくら市20周年記念」の冠を事業名に付し、かつ、記念事業ロゴマークを広報等で使用する事業
- (4) 市内で実施し、幅広く市民を対象とする事業
- (5) その他さくら市制20周年記念事業実行委員会が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助事業の対象としない。

- (1) 市の信用又は品位を害し、又は害するおそれのある事業
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのある事業
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又は使用するおそれのある事業
- (4) 営利を主たる目的として実施する事業
- (5) さくら市暴力団排除条例（平成23年さくら市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等の利益になるおそれのある事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 一の補助対象団体に交付する補助金の額は、当該補助対象経費の額から当該補助対象事業を実施したことによる収入（この要綱により交付する補助金を除く。）の額を減じた額とする。ただし、20万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請手続）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、別に定める期間内に、市民等主催冠事業支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、さくら市制20周年記念事業実行委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 団体概要書（様式第4号）

(4) 会員名簿

(5) 定款、規約、会則又はこれに準じるもの

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請は、一の補助対象団体当たり一の事業に限るものとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 委員長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを審査の上、補助金の交付の可否を決定し、書面により当該交付申請を行った補助対象団体に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付を決定された補助対象団体（以下「交付決定団体」という。）は、補助対象事業の内容を変更するとき又は補助対象事業の実施を中止するときは、市民等主催冠事業支援補助金変更（中止）承認申請書（様式第5号）を委員長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定団体は、補助対象事業の完了の日から起算して30日以内に、市民等主催冠事業支援補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書（様式第7号）

(2) 収支決算書（様式第8号）

(3) 補助対象事業の実施に係る記録写真、資料等

(4) 補助対象経費に係る領収書その他の支出を証する書類

(補助金の額の確定)

第10条 委員長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容が補助金交付決定の内容に適合しているかを審査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、書面により交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金の支払は、原則として前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、市民等主催冠事業支援補助金交付請求書(様式第9号)の提出に基づき行うものとする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、市民等主催冠事業支援補助金概算交付請求書(様式第10号)の提出に基づき補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

(補助金の返還)

第12条 委員長は、交付決定団体が、偽り其他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(関係書類の整備)

第13条 交付決定団体は、補助対象事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(報告の徴収等)

第14条 委員長は、必要があると認めるときは、補助対象事業の実施状況について、交付決定団体に報告を求め、又は調査することができる。

(施行の細目)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。